

公立大学法人富山県立大学手数料規程

平成 27 年 4 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、他に定めがあるものを除き、公立大学法人富山県立大学（以下「法人」という。）の手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の納付)

第 2 条 法人が特定の者のためにする事務について、その利益を受ける者は手数料を納付しなければならない。ただし、国又は地方公共団体については、理事長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(手数料の種類及び額)

第 3 条 手数料を徴収する事務の名称並びに手数料の名称及び額は、別表第 1 のとおりとする。

(徴収方法)

第 4 条 手数料は、理事長の発行する振込依頼書により徴収する。

3 前項に規定する徴収の方法により難しい手数料については、口頭、掲示その他の方法により現金で徴収することができる。

(徴収時期)

第 5 条 手数料は、手数料を徴収する事務に係る申請、申込み等のときに徴収する。ただし、事務の性質上これにより難しい場合は、当該事務が終了したときに徴収することができる。

(還付)

第 6 条 既に徴収した手数料は、還付しない。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(減免又は徴収延期)

第7条 理事長は、被災、経済的困難、被災による損害と同等の損害を受けた者と認める者に対し、手数料を減免し、又はその徴収を延期することができる。

(減免又は徴収の延期の理由又は手続)

第8条 前条の規定により、手数料の減免又は徴収延期を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に減免又は徴収延期を必要とする理由があることを証明する書類を添付して、理事長に提出するものとする。

(1) 手数料の名称及び額

(2) 減免を必要とする理由又は徴収延期を必要とする理由及びその期限

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程を実施するために必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

事務の名称	手数料の名称	手数料の額
各種証明書	公立大学法人富山県立大学の証明書交付手数料(在学者に係るものを除く。)	(1)卒業証明書 1通につき 320円
		(2)成績証明書 1通につき 320円
		(3)単位修得証明書 1通につき 320円
		(4) (1)から(3)に該当しない証明書 1通につき 320円

1 この表の手数料の額の欄に掲げる額は、消費税及び地方消費税を含むものとする。